# ~人事委員会勧告(関連資料)~

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 平成28年の給与改定
- 5 人事委員会勧告の実施状況
- 6 扶養手当の見直し
- 7 休暇、勤務時間の見直し

平成28年10月

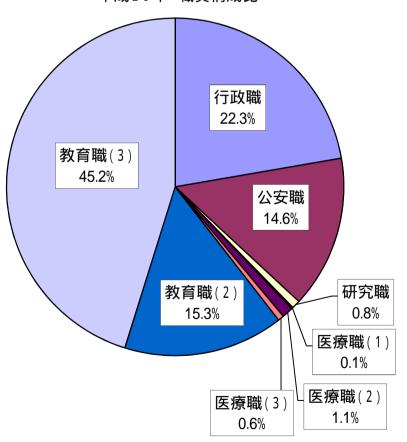
熊本県人事委員会

#### 1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会の勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、20,699人であり、昨年より160人の減(行政職については、4,612人で昨年より69人の減)
- ・職員の平均年齢は43歳9月であり、昨年より1月若年化(行政職については、43歳2月で昨年より1月若年化)

#### <平成28年 職員構成比>



項目	職員数			平均年齢		
給料表	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,612人	4,681人	69人	43歳2月	43歳3月	1月
公安職	3,024人	3,031人	7人	38歳1月	38歳5月	4月
研究職	167人	166人	+ 1人	40歳9月	41歳6月	9月
医療職(1)	28人	29人	1人	48歳0月	46歳3月	+ 21月
医療職(2)	225人	229人	4人	42歳9月	42歳10月	1月
医療職(3)	119人	120人	1人	43歳3月	44歳1月	10月
教育職(2)	3,174人	3,191人	17人	43歳0月	42歳8月	+ 4月
教育職(3)	9,350人	9,412人	62人	46歳2月	46歳3月	1月
合計	20,699人	20,859人	160人	43歳9月	43歳10月	1月

(平成28年4月1日現在)

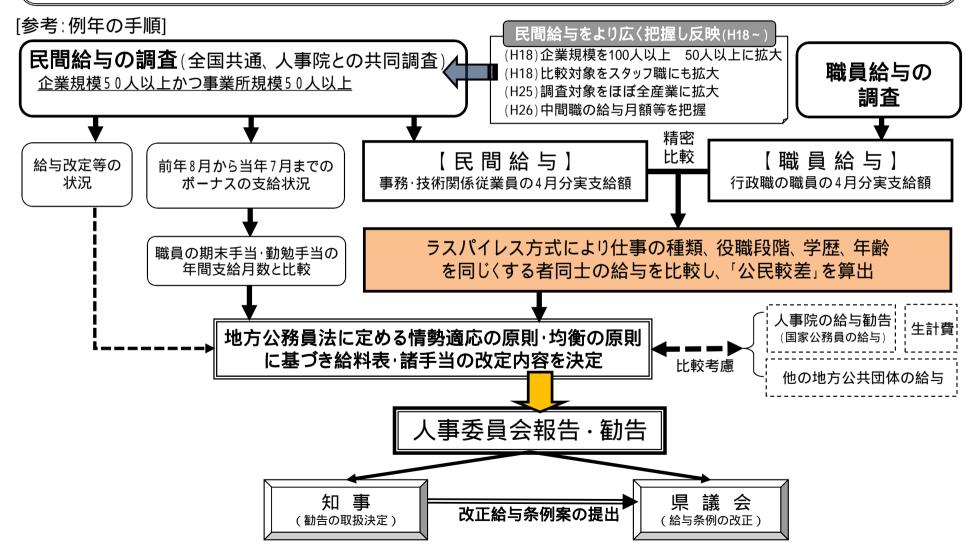
職員数、平均年齢等は、「平成28年職員給与実態調査」によるものです。

職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

#### 2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・ 勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。

本年は、平成28年熊本地震により民間給与の調査を実施できなかったため、職員給与と民間給与の較差を算出できませんでした。

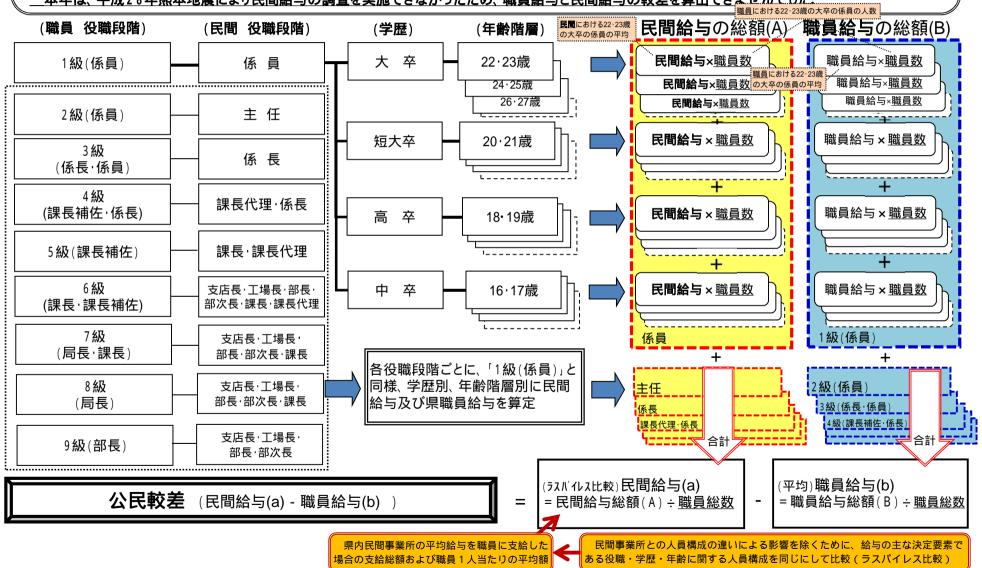


#### 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)【参考:例年の手順】

例年、月例給の<u>公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支</u>払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。

本年は、平成28年熊本地震により民間給与の調査を実施できなかったため、職員給与と民間給与の較差を算出できませんでした。



## 4 平成28年の給与改定

本年は、平成28年熊本地震の影響により、給与改定の判断の際に重要な資料となる職種別民間給与実態調査が実施できなかった中で、県内の厳しい経済・雇用情勢など、本県の置かれた現状等を総合的に勘案して、月例給及び特別給の改定は行わないこととしました。

### 【国(人事院勧告)】

月例給・特別給ともに3年連続引上げ

<月例給>

民間給与との格差 708円(0.17%)

俸給表の改定

(行政職俸給表(一):1,500円~400円)

本府省業務調整手当の改定

初任給調整手当の改定

<特別給>

民間の支給割合に見合うよう引上げ

年間 4.20月分 → 4.30月分

(勤勉手当を+0.1月分)

# 【本県(人事委員会勧告)】

# 月例給・特別給とも据置

- <月例給> 国の引上げ前の俸給表に準じた 給料表
- < 特別給 > 年間 4.20月分

# 5 人事委員会勧告の実施状況

この10年間における県職員の給与は、平成20年から平成25年までは、月例給又は特別給の減額(改定見送り)による年間給与の減少又は据置が続いていましたが、一昨年と昨年は月例給・特別給ともに引上げとなりました。

本年は、平成28年熊本地震により民間給与の調査を実施できなかったため、職員給与と民間給与の較差を算出できませんでした。

内容等	公民較差	月例給	特別給(期末手当·勤勉手当)		行政職職員の平均年間給与	
勧告年		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
<b>平成19年</b> (2007年)	0.17%	0.16%	4.50月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成20年 (2008年)	0.03%	勧告なし(注1)	4.50月	-	1	-
<b>平成21年</b> (2009年)	0.28%	0.27%	4.15月	0.35月	15.2万円	2.4%
<b>平成22年</b> (2010年)	0.10%	0.10%	3.95月	0.20月	8.3万円	1.4%
<b>平成23年</b> (2011年)	0.28%	0.28%	3.95月	-	1.7万円	0.3%
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし(注2)	3.95月	-	1	-
<b>平成25年</b> (2013年)	0.05%	勧告なし(注3)	3.95月	-	ı	-
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	-	勧告なし(注4)	4.20月	-	-	-

<sup>(</sup>注1) 月例給・特別給の改定以外の「医師の初任給調整手当改定等に係る勧告」あり

<sup>(</sup> 平成21~23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

<sup>(</sup>注2) 月例給・特別給の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

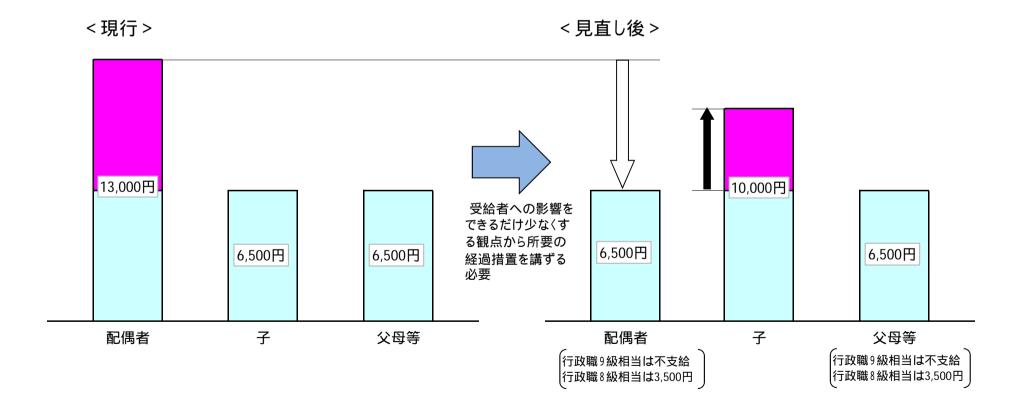
<sup>(</sup>注3) 月例給・特別給の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり

<sup>(</sup>注4) 月例給・特別給の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり

### 6 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生じる原資等を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)

行政職給料表9級相当の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給。行政職給料表8級相当の職員には、3,500円支給



#### 7 休暇、勤務時間の見直し

#### 両立支援制度に係る民間労働法制の改正内容を踏まえ、人事院に準じて見直し

- 1. 介護休暇を請求できる期間の分割 (現行)1回のみ □ 3回まで分割可能
- 2. 介護時間【新設】 最長3年、1日2時間まで介護のため勤務しないことを承認可能
- 3. 介護を行う職員の時間外勤務の制限

[介護休暇、介護時間についてのイメージ図]

【参考】介護休暇の取得方法 介護休暇 現 各指定期間においても、現行と同様、 日単位又は時間(1日最大4時間)単位で取得可能 行 連続する6月 ● 期間中の断続的な取得も可能 指定期間 指定期間 指定期間 介護休暇 介護休暇 介護休暇 改 正 各期間の合計は最大6月(各期間の間隔に上限なし) 後 介護時間 (1日最大2時間) 取得開始日から連続する3年間 <介護休暇期間中の 重複取得は不可